

だい き ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい き ほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう さくてい  
第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）の策定について1 けいかく とうごう  
計画の統合

ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく ほっかいどうしょう けいかく とうごう れいわ ねん がつかいさい ほっかいどうしょう しゃしきくすいしんしんぎかい きょうぎず とうごう  
北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合することとし（令和4年12月開催の北海道障がい者施策推進審議会で協議済み）、統合  
にあたってはだい きしょう けいかく とうごう  
第6期障がい福祉計画をベースとする。

2 けいかく めいしょう  
計画の名称べつとけんとう  
別途検討3 けいかく まかん  
計画の期間ねん とし、3ねん ちゅうかん みな お はか  
6年とし、3年で中間見直しを図る。4 さくていとう かんが かた  
策定等の考え方

- (1) ときく すいしんこうもく はしら だ ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく ほっかいどうしょう ふくしけいかく がいとうぶぶん いこう  
施策の推進項目については、柱立てを北海道障がい者基本計画のとおりとし、北海道障がい福祉計画の該当部分を移行する。
- (2) ほっかいどうしょう ふくしけいかく こうもく ないよう ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく いこう  
北海道障がい福祉計画にない項目や内容については、北海道障がい者基本計画から移行させる。
- (3) た ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく きさいないよう てきとう おも こうもく ないよう ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく おか  
その他、北海道障がい者基本計画の記載内容が適当と思われる項目については、内容を北海道障がい者基本計画のものに置き換える。

5 計画の内容

げんざい けいかく 現在の計画		あたら けいかく 新しい計画
だい き ほつかいどうしよう しゃ き ほんけいかく <b>第2期北海道障がい者基本計画</b> (計画年：平成25年度～令和5年度)	だい き ほつかいどうしよう ふく し けいかく <b>第6期北海道障がい福祉計画</b> (計画年：令和3年度～令和5年度)	だい き ほつかいどうしよう しゃ き ほんけいかく <b>第3期北海道障がい者基本計画</b> だい き ほつかいどうしよう ふく し けいかく <b>第7期北海道障がい福祉計画</b> (計画年：令和6年度～令和11年度)
【計画の内容】 ① <b>第2期北海道障がい者基本計画</b> (根拠：障害者基本法) 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。	【計画の内容】 ① <b>第6期北海道障がい福祉計画</b> (根拠：障害者総合支援法) 障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。	【計画の内容】 ① <b>第3期北海道障がい者基本計画</b> (根拠：障害者基本法) 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。
	② <b>第2期北海道障がい児福祉計画</b> (根拠：児童福祉法) 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。	② <b>第7期北海道障がい福祉計画</b> (根拠：障害者総合支援法) 障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。
	③ <b>第5期北海道障がい者就労支援推進計画</b> (根拠：北海道障がい者条例) 北海道障がい者条例に基づき障がいのあつる人の就労支援に関する施策の実施について示す。	③ <b>第3期北海道障がい児福祉計画</b> (根拠：児童福祉法) 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。
		④ <b>第6期北海道障がい者就労支援推進計画</b> (根拠：北海道障がい者条例) 北海道障がい者条例に基づき障がいのあつる人の就労支援に関する施策の実施について示す。

6 計画の検討組織

けんとう そしき 検討組織		おも けんとう じこう 主な検討事項
そうかつしんぎそしき 総括審議組織	ほっかいどうしやう 北海道障がい者施策推進審議会	かんけいぶかい かくきようぎかい けんとうじようきよう 関係部会、各協議会の検討状況のとりまとめ・総括質疑
ぶんやべつ 分野別 けんとうそしき 検討組織	けんりようごぶかい 権利擁護部会	けんりようご すいしん ・権利擁護の推進
	いしそつうしえんぶかい 意思疎通支援部会	ほっかいどういしそつうしえんじようれい しゅわげんごじようれい すいしん ・北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の推進
	いりようてき じしえんぶかい 医療的ケア児支援部会	ほったつしやう ひと いりよう ひつやう ひととう しえん ・発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援
	ほっかいどうじりつしえんきようぎかい 北海道自立支援協議会	かんけいぶかい けんとうじようきよう とうごう ・関係部会の検討状況のとりまとめ・総括質疑
	ちいきいこうぶかい 地域移行部会	しやう しゃ ちいきせいかつ いこうそくしん ・障がい者の地域生活への移行促進
	じんざいいくせいぶかい 人材育成部会	じんざい ようせい かくほおよび しつ こうじよう ・人材の養成・確保及びサービスの質の向上
ちいき ぶかい 地域づくりコーディネーター部会	そうだんしえんたいせい かくほ ちいきせいかつしえんきよてんとう せいひ ・相談支援体制の確保、地域生活支援拠点等の整備	
ほっかいどうほったつしえんすいしんきようぎかい 北海道発達支援推進協議会	しやう じしえん じゆうじつ ほったつしやう ひと しえん ・障がい児支援の充実、発達障がいのある人への支援	
ほっかいどうしやう 北海道障がい者就労支援推進委員会	しゆうろうしえん しさく じゆうじつきようか ・就労支援の施策・充実強化	

7 今後の主なスケジュール予定

	実施内容
がつちゆうじゆん 6月中旬 ~ がつちゆうじゆん 7月中旬	だい かいほっかいどうしやう じや しさくすいしんしんぎかい ○第1回北海道障がい者施策推進審議会 けいかく こうせいあんきようぎ ・計画の構成案協議 かくけんとうぶかいおよ かんけいきようぎかいなごかいさい がつ がつ かいいていどかいさい ※各検討部会及び関係協議会等開催（6月～10月：3回程度開催） けいかく きほんてき かんが かつきようぎ ぶんやべつ げんじよう かいだふんせき けいかくそあんきようぎ ・計画の基本的な考え方協議、分野別の現状、課題分析、計画素案協議、
がつげじゆん 7月下旬 ~ がつじようじゆん 10月上旬	だい かいほっかいどうしやう じや しさくすいしんしんぎかい がつげじゆん ○第2回北海道障がい者施策推進審議会（8月下旬） けいかく きほんてき かんが かつきようぎ ・計画の基本的な考え方協議 ○タウンミーティングの開催（9月）
がつちゆうじゆん 10月中旬 ~ がつじようじゆん 1月上旬	だい かいほっかいどうしやう じや しさくすいしんしんぎかい がつちゆうじゆん ○第3回北海道障がい者施策推進審議会（10月中旬） けいかくそあんきようぎ そあんしゆうせい ・計画素案協議 ⇒ 素案修正 ○パブリックコメントの実施
がつちゆうじゆん 1月中旬 ~ がつじようじゆん 2月上旬	だい かいほっかいどうしやう じや しさくすいしんしんぎかい がつちゆうじゆん ○第4回北海道障がい者施策推進審議会（1月中旬） けいかくあんきようぎ けいかくあんしゆうせい ・計画案協議 ⇒ 計画案修正

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（国）に係る基本指針の見直しについて（概要）

1 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
  - 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間※はR6～8年度
- ※ 計画期間については、3年を1期として策定することを基本としつつ、道府県・市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能

2 基本指針見直しの主なポイント

- ① 入所等から地域生活への移行及び継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ 地方分権提案に対する対応

3 成果目標 (R8年度末の目標)

<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上</li> <li>・施設入所者数：R4年度末の5%以上削減</li> </ul>
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上</li> <li>・精神病床の1年以上入院患者数：R2年度から3.3万人の減少</li> <li>・退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上</li> </ul>
<p>③地域生活支援拠点の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村に地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築、年1回以上の運用状況の検証と検討</li> <li>・強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握及び支援体制整備【新】</li> </ul>
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数：R3年度の1.28倍 うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍</li> <li>・就労移行支援事業所終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新】</li> <li>・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築のため、協議会を活用して推進【新】</li> </ul>
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所設置</li> <li>・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</li> <li>・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保</li> <li>・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に少なくとも1か所確保</li> <li>・医療的ケア児支援センターを設置【新】</li> <li>・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新】</li> </ul>
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新】</li> </ul>
<p>⑦障害福祉サービス等の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築</li> </ul>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の骨格（案）

<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）</p>	
<p>第1章 計画の基本的事項</p>	<p>1 計画策定の趣旨と目的</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 区域の設定</p>
<p>第2章 障がいのある人の現状等</p>	<p>1 障がいのある人の現状</p> <p>2 サービス提供体制の現状と評価</p> <p>3 主なサービス提供基盤の整備状況</p>
<p>第3章 計画推進のための基本的事項</p>	<p>1 第7期障がい福祉計画推進の基本方針</p>
<p>第4章 計画推進のための具体的な取組</p>	<p>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>1 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>第2節 地域生活支援体制の充実</p> <p>1 相談支援体制・地域移行支援の充実</p> <p>2 サービス提供基盤の整備</p> <p>3 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p> <p>第3節 自立と社会参加の促進</p> <p>1 障がい児支援の充実</p> <p>2 発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人等への支援</p> <p>3 就労支援施策の充実・強化</p> <p>第4節 バリアフリー社会の実現</p> <p>1 権利擁護の推進</p> <p>2 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p> <p>3 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>
<p>第5章 計画の推進管理</p>	<p>1 制度の円滑な推進</p> <p>2 計画の推進管理</p>
<p>第6章 令和8年度の成果目標</p>	<p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行目標</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <p>6 医療的ケア児等支援に関する目標</p> <p>7 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>8 障害福祉サービス等の質の向上</p>

だい き ほつかいどうしやう しやきほんけいかく だい き ほつかいどうしやう ふくしけいかく どうごうあん  
第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）

だい しやう  
第7章 サービス量の見込みと基盤整備

- 1 サービス量の基本的な考え方
- 2 居住系サービス
- 3 日中活動系サービス
- 4 訪問系サービス
- 5 障害児通所支援等
- 6 障害児入所施設
- 7 相談支援
- 8 発達障害者支援センターによる支援
- 9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量
- 10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量
- 11 圏域ごとのサービス量の見込み

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の骨格（案）

<p>第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画 ・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）</p>
<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>I 基本的な考え方</b></p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画見直しの基本的な考え方</p> <p>3 計画の性格及び位置づけ</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 対象とする障がい者の範囲</p> <p>6 障がい保健福祉圏域</p> <p>7 計画の目標及び体系</p> <p><b>II 障がいのある人の状況</b></p> <p>1 障がいのある人の現状</p> <p>2 障がいのある人を取り巻く環境の変化と課題</p>	<p><b>第1 計画の基本的事項</b></p> <p>1 計画策定の趣旨と目的</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 区域の設定</p> <p><b>第2 障がいのある人の現状等</b></p> <p>1 障がいのある人の現状</p> <p>2 サービス提供体制の現状と評価</p> <p>3 主なサービス提供基盤の整備状況</p> <p><b>第3 計画推進のための基本的事項</b></p> <p>1 第6期障がい福祉計画推進の基本方針</p>	<p><b>第1章 計画の基本的事項</b></p> <p>1 計画策定の趣旨と目的</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 区域の設定</p> <p><b>第2章 障がいのある人の現状等</b></p> <p>1 障がいのある人の現状</p> <p>2 サービス提供体制の現状と評価</p> <p>3 主なサービス提供基盤の整備状況</p> <p><b>第3章 計画推進のための基本的事項</b></p> <p>1 第7期障がい福祉計画推進の基本方針</p>
<p><b>第2章 施策の方向と主要施策</b></p> <p><b>第1節 地域生活の支援体制の充実</b></p> <p><b>I 生活支援</b></p> <p><b>II 保健・医療</b></p> <p><b>第2節 自立と社会参加の促進</b></p> <p><b>III 療育・教育</b></p> <p><b>IV 就労支援</b></p> <p><b>V 社会参加</b></p> <p><b>第3節 バリアフリー社会の実現</b></p> <p><b>VI 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b></p> <p><b>VII 生活環境</b></p> <p><b>VIII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b></p>	<p><b>第4 計画推進のための具体的な取組</b></p> <p>1 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>2 権利擁護の推進</p> <p>3 地域生活支援体制の充実</p> <p>4 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p> <p>5 サービス提供基盤の整備</p> <p>6 障がい児支援の充実</p> <p>7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援</p> <p>8 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>9 就労支援施策の充実・強化</p> <p>10 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p> <p>11 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>	<p><b>第4章 計画推進のための具体的な取組</b></p> <p><b>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進</b></p> <p>1 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p><b>第2節 地域生活支援体制の充実</b></p> <p>1 相談支援体制・地域移行支援の充実</p> <p>2 サービス提供基盤の整備</p> <p>3 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p> <p><b>第3節 自立と社会参加の促進</b></p> <p>1 障がい児支援の充実</p> <p>2 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援</p> <p>3 就労支援施策の充実・強化</p> <p><b>第4節 バリアフリー社会の実現</b></p> <p>1 権利擁護の推進</p>

<p>第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画 ・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）</p>
<p>第3章 計画の推進等</p> <p>I 計画推進のための実施計画</p> <p>II 計画の推進管理</p>	<p>第5章 計画の推進管理</p> <p>1 制度の円滑な推進</p> <p>2 計画の推進管理</p> <p>第6章 令和5年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <p>4 就労支援に関する目標</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <p>6 医療的ケア児等支援に関する目標</p> <p>7 【新】相談支援体制の充実・強化等</p> <p>8 【新】障害福祉サービス等の質の向上</p>	<p>第5章 計画の推進管理</p> <p>1 制度の円滑な推進</p> <p>2 計画の推進管理</p> <p>第6章 令和8年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行目標</p> <p>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <p>6 医療的ケア児等支援に関する目標</p> <p>7 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>8 障害福祉サービス等の質の向上</p>
	<p>第7章 サービス量の見込みと基盤整備</p> <p>1 サービス量の基本的な考え方</p> <p>2 居住系サービス</p> <p>3 日中活動系サービス</p> <p>4 訪問系サービス</p> <p>5 障害児通所支援等</p> <p>6 障害児入所施設</p> <p>7 相談支援</p> <p>8 発達障害者支援センターによる支援</p> <p>9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量</p> <p>10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量</p> <p>11 圏域ごとのサービス量の見込み</p>	<p>第7章 サービス量の見込みと基盤整備</p> <p>1 サービス量の基本的な考え方</p> <p>2 居住系サービス</p> <p>3 日中活動系サービス</p> <p>4 訪問系サービス</p> <p>5 障害児通所支援等</p> <p>6 障害児入所施設</p> <p>7 相談支援</p> <p>8 発達障害者支援センターによる支援</p> <p>9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量</p> <p>10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量</p> <p>11 圏域ごとのサービス量の見込み</p>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の推進項目と推進施策（案）

第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（推進項目と推進施策）

**第1節 北海道障がい者条例の施策の推進**

- 1 北海道障がい者条例の施策の推進
  - ① 北海道障がい者条例の施策の推進

**第2節 地域生活支援体制の充実**

- 1 相談支援体制・地域移行支援の充実
  - ① 相談支援体制の確保
  - ② 障がいの地域生活への移行促進
  - ③ 地域生活支援拠点の整備
  - ④ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化

- 2 サービス提供基盤の整備
  - ① 住まいの基盤整備の充実
  - ② 日中活動サービスの充実
  - ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実
  - ④ 共生型地域福祉拠点の整備推進
  - ⑤ 地域間格差の縮小
  - ⑥ 施設による支援

**3 精神保健福祉・医療施策の充実**

- ① 地域生活を支える体制の整備
- ② 保健・医療の推進

**4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上**

- ① 人材の確保・養成
- ② サービスの質の向上

**第3節 自立と社会参加の促進**

**1 障がい児支援の充実**

- ① 子どもの発達支援の充実
- ② 家族への支援
- ③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進
- ⑤ 障がい児支援体制の基盤整備
- ⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援

**2 発達障がいのある人や医療を医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援**

- ① 発達障がいのある人への支援の充実
- ② 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援
- ③ 難病等である人への支援

**3 就労支援施策の充実・強化**

- ① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
- ② 一般就労の推進
- ③ 多様な就労の機会の確保
- ④ 福祉的就労の底上げ

**4 自立と社会参加の促進**

- ① 自立と社会参加の促進

<p>だい き ほっかいどうしやう しゃきほんけいかく だい き ほっかいどうしやう ふくしけいかく どうごうあん すいしんこうもく すいしんしきく          第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（推進項目と推進施策）</p>	
<p>だい4せつ <u>第4節</u> <u>バリアフリー社会の実現</u></p>	
<p>1 <u>権利擁護の推進</u></p>	<p>く 暮らしづらさを解消するための取組み</p> <p>① 虐待の防止</p> <p>② 差別等を解消するための取組の推進</p> <p>③ 意思決定支援の推進</p>
<p>2 <u>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</u></p>	<p>① 北海道意思疎通支援条例の施策の推進</p> <p>② 北海道手話言語条例の施策の推進</p>
<p>3 <u>安全確保に備えた地域づくりの推進</u></p>	<p>① 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の推進項目と推進施策（案）

<p>第2期北海道障がい者基本計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案） (推進項目と推進施策)</p>
	<p>1 北海道障がい者条例の施策の推進（→第1節1へ項目変更） ① 北海道障がい者条例の施策の推進</p>	<p>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進（第6期計画1から移行） 1 北海道障がい者条例の施策の推進 ① 北海道障がい者条例の施策の推進</p>
<p>第1節 地域生活の支援体制の充実 I 生活支援 ① 生活支援体制整備の充実（第2節1へ移行） ② 相談支援体制・地域移行支援の充実 ③ 意思決定支援の推進 ④ 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実 ⑤ 人材の養成・確保 ⑥ 生活安定施策の推進</p>	<p>2 権利擁護の推進（→第4節1へ項目変更） ① 暮らしづらさを解消するための取組 ② 虐待の防止 ③ 差別等を解消するための取組の推進 ④ 意思決定支援の推進</p>	<p>第2節 地域生活支援体制の充実 1 相談支援体制・地域移行支援の充実（第6期計画3から移行） ① 相談支援体制の確保 ② 障がい者の地域生活への移行促進 ③ 地域生活支援拠点の整備 ④ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</p>
<p>II 保健・医療 ① 適切な保健・医療の提供 ② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 ③ 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実 ※保健・医療の項目全般について、それぞれの該当部分に移行 ⇒第2節1、第3節1、第3節2へ</p>	<p>3 地域生活支援体制の充実（→第2節1へ（④除く）） ① 相談支援体制の確保 ② 障がい者の地域生活への移行促進 ③ 地域生活支援拠点等の整備 ④ 自立と社会参加の促進（→第3節4へ） ⑤ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</p>	<p>2 サービス提供基盤の整備（第6期計画5から移行） ① 住まいの基盤整備の充実 ② 日中活動サービスの充実 ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実 ④ 共生型地域福祉拠点の整備推進 ⑤ 地域間格差の縮小 ⑥ 施設による支援</p>
	<p>4 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進（→第4節2へ） ① 北海道意思疎通支援条例の施策の推進 ② 北海道手話言語条例の施策の推進</p>	<p>3 精神保健福祉・医療施策の充実（第6期計画8から移行） ① 地域生活を支える体制の整備 ② 保健・医療の推進</p>

<p>第2期北海道障がい者基本計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (推進項目と推進施策)</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案)(推進項目と推進施策)</p>
	<p>5 サービス提供基盤の整備(→第2節2へ)</p> <p>① 住まいの基盤整備の充実</p> <p>② 日中活動サービスの充実</p> <p>③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実</p> <p>④ 共生型地域福祉拠点の取組の推進</p> <p>⑤ 地域間格差の縮小</p> <p>⑥ 施設による支援</p>	<p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上 (第6期計画10から移行)</p> <p>① 人材の確保・養成</p> <p>② サービスの質の向上</p>
<p>第2節 自立と社会参加の促進 Ⅲ 療育・教育</p> <p>① 障がいのある子どもに対する支援の充実</p> <p>② 学校教育の充実</p> <p>③ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実</p>	<p>6 障がい児支援の充実(→第3節1へ)</p> <p>① 子どもの発達支援の充実</p> <p>② 家族への支援</p> <p>③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進</p> <p>⑤ 障がい児支援体制の基盤整備</p> <p>⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援</p>	<p>第3節 自立と社会参加の促進 1 障がい児支援の充実(第6期計画6から移行)</p> <p>① 子どもの発達支援の充実</p> <p>② 家族への支援</p> <p>③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進</p> <p>⑤ 障がい児支援体制の基盤整備</p> <p>⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援</p>
<p>Ⅳ 就労支援</p> <p>① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</p> <p>② 一般就労の推進</p> <p>③ 多様な就労の機会の確保</p> <p>④ 福祉的就労の底上げ</p>	<p>7 発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいのある人等への支援(→第3節2へ)</p> <p>① 発達障がいのある人への支援の充実</p> <p>② 医療を必要とする在宅の障がい児者への支援</p> <p>③ 難病等である人への支援</p>	<p>2 発達障がいのある人や医療的ケアを必要とする在宅の障がいのある人等への支援(第6期計画7から移行)</p> <p>① 発達障がいのある人への支援の充実</p> <p>② 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援</p> <p>③ 難病等である人への支援</p>

<p>だい きほつかいどうしやう しや きほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画 すいしんこうもく すいしん しさく (推進項目と推進施策)</p>	<p>だい きほつかいどうしやう ふく しけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 すいしんこうもく すいしん しさく (推進項目と推進施策)</p>	<p>だい きほつかいどうしやう しや きほんけいかく だい きほつかいどうしやう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障 がい福祉計画(統合案)(推進項目と推進施策)</p>
<p>V 社会参加 しゃかいさんか ① 社会参加の促進 しゃかいさんか そくしん ② スポーツ・文化活動の振興 ぶんかかつどう しんこう ③ 生涯学習機会の充実 しょうがいがくしゅうきかい じゅうじつ</p>	<p>8 精神保健福祉・医療施策の充実(→第2節3へ) せいしんほけんふくし いりょうしさく じゅうじつ だい せつ ① 地域生活を支える体制の整備 ちいきせいかつ ささ たいせい せいび ② 保健・医療の推進 ほけん いりょう すいしん</p>	<p>3 就労支援施策の充実・強化(第6期計画9から移行) じゅうろうしえんしさく じゅうじつ きょうか だい きけいかく ① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり どうみん きぎょう ぎょうせいどう いったい おうえんたいせい ② 一般就労の推進 いっぱんしゅうろう すいしん ③ 多様な就労の機会の確保 たよう しゅうろう きかい かくほ ④ 福祉的就労の底上げ ふくしてきしゅうろう そこあ</p>
		<p>4 自立と社会参加の促進(第6期計画3-④から移行) じりつ しやかいさんか そくしん だい きけいかく ① 自立と社会参加の促進 じりつ しやかいさんか そくしん</p>
<p>だい せつ 第3節 パリアフリー社会の実現 しゃかい じつげん VI 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 さべつ かいしやう けんりようご すいしんおよ ぎやくたい ぼうし ① 権利擁護の推進・虐待の防止 けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし ② 成年後見制度等の活用促進 せいねんこうけんせいどう かつようそくしん ③ 理解の促進(→第4節1へ移行) りかい そくしん だい せつ いこう ④ 地域福祉活動の推進 ちいきふくしかつどう すいしん</p>	<p>9 就労支援施策の充実・強化(→第3節3へ) じゅうろうしえんしさく じゅうじつ きょうか だい せつ ① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり どうみん きぎょう ぎょうせいどう いったい おうえんたいせい ② 一般就労の推進 いっぱんしゅうろう すいしん ③ 多様な就労の機会の確保 たよう しゅうろう きかい かくほ ④ 福祉的就労の底上げ ふくしてきしゅうろう そこあ</p>	<p>だい せつ 第4節 パリアフリー社会の実現 しゃかい じつげん 1 権利擁護の推進 けんりようご すいしん ① 暮らしづらさを解消するための取組み く かいしやう とりくみ ② 虐待の防止 ぎやくたい ぼうし ③ 差別等を解消するための取組の推進 さべつとう かいしやう とりくみ すいしん ④ 意思決定支援の推進 いしけつていしえん すいしん</p>
<p>せいかつかんきやう VII 生活環境 す ① 住まい・まちづくりの推進(→第2節2へ移行) すいしん だい せつ いこう ② 移動・交通のバリアフリーの促進(→第2節2へ移行) いどう こうつう そくしん だい せつ いこう ③ 防災・防犯対策の推進 ぼうさい ぼうはんたいさく すいしん</p>	<p>10 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上 たよう じんざい かくほ ぼうせいおよ しつ こうじやう (→第2節4へ) だい せつ ① 人材の確保・養成 じんざい かくほ ぼうせい ② サービスの質の向上 しつ こうじやう</p>	<p>2 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進(第6期計画4から移行) ほっかいどういしそつうしえんじやうれい しむわげんごじやうれい しさく すいしん だい きけいかく いこう ① 北海道意思疎通支援条例の施策の推進 ほっかいどういしそつうしえんじやうれい しさく すいしん ② 北海道手話言語条例の施策の推進 ほっかいどうしむわげんごじやうれい しさく すいしん</p>
<p>じやうほう VIII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 じやうほう ① 情報通信における情報アクセシビリティの向上(第4節2へ移行) せつ いこう ② 意思疎通支援の充実 いしそつうしえん じゅうじつ ③ 選挙等における配慮(第4節2へ移行) せんきよとう はいりよ だい せつ いこう</p>	<p>11 安全確保に備えた地域づくりの推進(→第4節3へ) あんぜんかくほ そな ちいき すいしん だい せつ ① 安全確保に備えた地域づくりの推進 あんぜんかくほ そな ちいき すいしん</p>	<p>3 安全確保に備えた地域づくりの推進 あんぜんかくほ そな ちいき すいしん ① 安全確保に備えた地域づくりの推進 あんぜんかくほ そな ちいき すいしん</p>

だい きしやう しやくほんけいかく だい きしやう ふくしけいかく かしやう せいかもくひやう あん  
第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の成果目標（案）

だい きしやう しやくほんけいかく だい きしやう ふくしけいかく とうごうあん せいかもくひやう  
第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（統合案）（成果目標）

れいわ ねんど せいかもくひやう  
令和8年度の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

- ・地域生活移行者数  
令和4年度末の入所者数の〇%以上
- ・施設入所者数の減少見込み  
令和4年度末の入所者の〇%以上削減

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

- ・入院3か月時点の退院率 68.9%以上
- ・入院後6か月時点の退院率 84.5%以上
- ・入院後1年時点の退院率 91.0%以上
- ・1年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減
- ・1年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減
- ・精神病床からの退院後の1年以内の地域における平均生活日数の上昇 325.3日以上

3 地域生活支援拠点の整備目標

- ・各市町村に地域生活支援拠点を設置（共同設置可）

4 福祉施設から一般就労への移行目標

- ・令和3年度の一般就労移行者の1.28倍以上
- ・令和3年度の就労移行支援利用者の1.31倍以上
- ・就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上
- ・就労定着支援利用者は、令和3年度実績の1.41倍以上
- ・就労移行支援事業から一般就労移行者5割以上の事業所を5割以上
- ・就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上
- ・地域の就労支援のネットワークを強化し、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会（就労支援部会）等を設けて取組を推進
- ・目標工賃（都道府県の工賃向上計画）
- ・優先調達方針に基づく調達目標金額（都道府県の方針）
- ・障がい者に対する職業訓練の受講者数
- ・福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
- ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
- ・公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数

5 障がい児支援の提供体制の整備目標

- ・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置
- ・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備
- ・都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置
- ・医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。
- ・障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

だい きしやう しやきほんけいかく だい きしやう ふくしけいかく どうごうあん せいかもくひやう  
第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（統合案）（成果目標）

6 そうだんしえんたいせい じゆうじつ きやうかどう  
相談支援体制の充実・強化等

- かくしちやうそん きかんそうだんしえん せっち きやうどうせっち か  
・各市町村に基幹相談支援センターを設置（共同設置可）

7 しょうがいふくし どう しつ こうじやう  
障害福祉サービス等の質の向上

- い しけつていしえん ふきゆうけいはつ と く そうだんしえんせんもんいんとう たい い しけつていしえん かん けんしゆう  
・「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組み、相談支援専門員等に対して意思決定支援に関する研修を推進

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の成果目標（案）

<p>第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (成果目標)</p>	<p>第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 (統合案) (成果目標)</p>
<p>成果目標は設定せず、北海道障がい福祉計画を実施計画として位置づけ推進管理</p>	<p>令和5年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活移行者数</li> <li>令和元年度末の入所者数の2.4%以上</li> <li>施設入所者数の減少見込み</li> <li>令和元年度末の入所者の4.3%以上削減</li> </ul>	<p>令和8年度の成果目標</p> <p>1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活移行者数</li> <li>令和4年度末の入所者数の〇%以上</li> <li>施設入所者数の減少見込み</li> <li>令和4年度末の入所者の〇%以上削減</li> </ul>
	<p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院3か月時点の退院率69%以上</li> <li>入院後6か月時点の退院率86%以上</li> <li>入院後1年時点の退院率92%以上</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減</li> <li>精神病床からの退院後の1年以内の地域における平均生活日数の上昇 316日以上</li> </ul>	<p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院3か月時点の退院率68.9%以上</li> <li>入院後6か月時点の退院率84.5%以上</li> <li>入院後1年時点の退院率91.0%以上</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減</li> <li>1年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減</li> <li>精神病床からの退院後の1年以内の地域における平均生活日数の上昇 325.3日以上</li> </ul>
	<p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい保健福祉圏域に1カ所以上整備</li> <li>年1回以上運用状況を検証、検討</li> </ul>	<p>3 地域生活支援拠点の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村に地域生活支援拠点を設置(共同設置可)</li> </ul>

<p>だい きほつかいどうしょう しゃ きほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい きほつかいどうしょう ふく しけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (成果目標)</p>	<p>だい きしょう しゃ きほんけいかく だい きしょう ふく しけいかく 第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 (統合案) (成果目標)</p>
	<p><b>4 福祉施設から一般就労への移行目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度の一般就労移行者の1.27倍以上</li> <li>平成28年度の就労移行支援利用者の1.3倍以上</li> <li>就労継続支援A型事業は、令和元年度の移行実績の概ね1.26倍以上</li> <li>就労継続支援B型事業は、令和元年度の移行実績の概ね1.23倍以上</li> </ul> <p>就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着率が8割以上の事業所を7割以上</li> </ul> <p>目標工賃(都道府県の工賃向上計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優先調達方針に基づく調達目標金額(都道府県の方針)</li> <li>障がい者に対する職業訓練の受講者数</li> <li>福祉施設から公共職業安定所への誘導者数</li> <li>福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数</li> <li>公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数</li> </ul>	<p><b>4 福祉施設から一般就労への移行目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の一般就労移行者の1.28倍以上</li> <li>令和3年度の就労移行支援利用者の1.31倍以上</li> <li>就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上</li> <li>就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上</li> <li>【新】就労定着支援利用者は、令和3年度実績の1.41倍以上</li> <li>就労移行支援事業から一般就労移行者5割以上の事業所を5割以上</li> <li>就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上</li> <li>【新】地域の就労支援のネットワークを強化し、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会(就労支援部会)等を設けて取組を推進</li> <li>目標工賃(都道府県の工賃向上計画)</li> <li>優先調達方針に基づく調達目標金額(都道府県の方針)</li> <li>障がい者に対する職業訓練の受講者数</li> <li>福祉施設から公共職業安定所への誘導者数</li> <li>福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数</li> <li>公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数</li> </ul>

<p>だい きほつかいどうしよう しや きほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい きほつかいどうしよう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 せい かもくひょう (成果目標)</p>	<p>だい きしよう しやきほんけいかく だい きしよう ふくしけいかく 第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 とうごうあん せい かもくひょう (統合案) (成果目標)</p>
	<p><b>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置</li> <li>・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備</li> <li>・都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。</li> </ul>	<p><b>5 障がい児支援の提供体制の整備目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置</li> <li>・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備</li> <li>・都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置</li> <li>・医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。</li> <li>・【新】障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置</li> </ul>
	<p><b>6 相談支援体制の充実・強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保</li> </ul>	<p><b>6 相談支援体制の充実・強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【新】各市町村に基幹相談支援センターを設置(共同設置可)</li> </ul>
	<p><b>7 障害福祉サービス等の質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築</li> </ul>	<p><b>7 障害福祉サービス等の質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組み、相談支援専門員等に対して意思決定支援に関する研修を推進</li> </ul>

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の  
サービス量の見込みと基盤整備（案）

<p>第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（サービス量の見込みと基盤整備）</p>	
1	<p>サービス量の基本的な考え方</p>
2	<p>居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助（利用者数）</li> <li>共同生活援助（利用者数）</li> <li>施設入所支援（利用者数）</li> </ul>
3	<p>日中活動系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔機能訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔生活訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>宿泊型自立訓練（利用者数・利用日数）</li> <li>就労選択支援（利用者数）</li> <li>就労移行支援（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援A型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援B型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労定着支援（利用者数）</li> <li>療養介護（利用者数）</li> <li>短期入所〔福祉型・医療型〕（利用者数・利用日数）</li> </ul>
4	<p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数・利用時間数）</li> </ul>
5	<p>精神障害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者における地域移行支援（利用者数）</li> <li>精神障がい者における地域定着支援（利用者数）</li> <li>精神障がい者における共同生活援助（利用者数）</li> <li>精神障がい者における自立生活援助（利用者数）</li> <li>精神障がい者における自立訓練（生活訓練）（利用者数）</li> <li>精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数</li> </ul>
6	<p>障害児通所支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援（利用児童数・利用日数）</li> <li>放課後等デイサービス（利用児童数・利用日数）</li> <li>保育所等訪問支援（利用児童数・利用日数）</li> <li>居宅訪問型児童発達支援（利用児童数・利用日数）</li> <li>医療的ケア児等コーディネーターの配置</li> </ul>
7	<p>障害児入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型障害児入所施設（利用児童数）</li> <li>医療型障害児入所施設（利用児童数）</li> </ul>
8	<p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援（利用者数）</li> <li>地域移行支援（利用者数）</li> <li>地域定着支援（利用者数）</li> </ul>

第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（サービス量の見込みと基盤整備）

9 発達障害者支援センターによる支援

- ・ 関係機関や地域住民への研修、啓発件数
- ・ 相談件数
- ・ 関係機関への助言件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数
- ・ ペアレントメンターの人数
- ・ ピアサポートの活動への参加人数

10 地域生活支援拠点の機能

- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

11 福祉サービス等の質の向上

- ・ 指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無及び共有回数
- ・ 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理者研修修了者数の見込み及び意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み

12 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量

13 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量

14 圏域ごとのサービス量の見込み

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）のサービス量の見込みと基盤整備（案）

第2期北海道障がい者基本計画	第6期北海道障がい福祉計画 （サービス量の見込みと基盤整備）	第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（サービス量の見込みと基盤整備）
サービス見込み量は設定せず、北海道障がい福祉計画を実施計画として位置づけ推進管理	<b>1 サービス量の基本的な考え方</b>	<b>1 サービス量の基本的な考え方</b>
	<b>2 居住系サービスの必要見込量</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助（利用者数）</li> <li>共同生活援助（利用者数）</li> <li>施設入所支援（利用者数）</li> </ul>	<b>2 居住系サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助（利用者数）</li> <li>共同生活援助（利用者数）</li> <li>※重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい</li> <li>施設入所支援（利用者数）</li> <li>※令和8年度末において令和4年度末時点の入所者数の5%以上を削減</li> </ul>
	<b>3 日中活動系サービスの必要見込量</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔機能訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔生活訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>宿泊型自立訓練（利用者数・利用日数）</li> <li>就労移行支援（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援A型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援B型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労定着支援（利用者数）</li> <li>療養介護（利用者数）</li> <li>短期入所〔福祉型・医療型〕（利用者数・利用日数）</li> </ul>	<b>3 日中活動系サービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護（利用者数・利用日数）</li> <li>※重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい</li> <li>自立訓練〔機能訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>自立訓練〔生活訓練〕（利用者数・利用日数）</li> <li>宿泊型自立訓練（利用者数・利用日数）</li> <li>【新】就労選択支援（利用者数）</li> <li>就労移行支援（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援A型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労継続支援B型（利用者数・利用日数）</li> <li>就労定着支援（利用者数）</li> <li>療養介護（利用者数）</li> <li>短期入所〔福祉型・医療型〕（利用者数・利用日数）</li> </ul>

<p>だい き ほっかいどうしやう しやきほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (サービス量の見込みと基盤整備)</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう しやきほんけいかく だい き ほっかいどうしやう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案)(サービス量の見込みと基盤整備)</p>
		<p>じゆうどしやうがいしや こべつ りやうしやすう みこ せつてい ※重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい</p>
	<p>ほうもんけい 4 訪問系サービス きよたくかいご じゆうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 じゆうどしやうがいしやとうほうかつしえん りやうしやすう りやうじかんすう 重度障害者等包括支援(利用者数・利用時間数)</p>	<p>ほうもんけい 4 訪問系サービス きよたくかいご じゆうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 じゆうどしやうがいしやとうほうかつしえん りやうしやすう りやうじかんすう 重度障害者等包括支援(利用者数・利用時間数)</p>
<p>せつてい 設定なし</p>		<p>5 精神障害者への支援 せいしんしやうがいしや しえん せいしんしやう しや ちいきいこうしえん りやうしやすう ・精神障がい者における地域移行支援(利用者数) せいしんしやう しや ちいきでいちやく りやうしやすう ・精神障がい者における地域定着支援(利用者数) せいしんしやう しや きやうどうせいかつ りやうしやすう ・精神障がい者における共同生活援助(利用者数) せいしんしやう しや じりつせいかつえんじよ りやうしやすう ・精神障がい者における自立生活援助(利用者数) しん せいしんしやう しや じりつくんれん せいかつ ・【新】精神障がい者における自立訓練(生活訓練)(利用者数) くんれん りやうしやすう ・精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数</p>

<p>だい き ほつかいどうしょう しやきほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい き ほつかいどうしょう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (サービス量の見込みと基盤整備)</p>	<p>だい き ほつかいどうしょう しやきほんけいかく だい き ほつかいどうしょう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案)(サービス量の見込みと基盤整備)</p>
	<p><b>5 障害児通所支援</b>  <small>しょうがいじつうしよしえん</small>            ・児童発達支援(利用児童数・利用日数)  <small>じどうはつたつしえん りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・医療型児童発達支援(利用児童数・利用日数)  <small>いりようがたじどうはつたつしえん りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・放課後等デイサービス(利用児童数・利用日数)  <small>ほうかごとう りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・保育所等訪問支援(利用児童数・利用日数)  <small>ほいくじょとうほうもんしえん りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・居宅訪問型児童発達支援(利用児童数・利用日数)  <small>きたくほうもんがたじどうはつたつしえん りようじどうすう りようにつうすう</small></p>	<p><b>6 障害児通所支援等</b>  <small>しょうがいじつうしよしえんと</small>            ・児童発達支援(利用児童数・利用日数)  <small>じどうはつたつしえん りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・放課後等デイサービス(利用児童数・利用日数)  <small>ほうかごとう りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・保育所等訪問支援(利用児童数・利用日数)  <small>ほいくじょとうほうもんしえん りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・居宅訪問型児童発達支援(利用児童数・利用日数)  <small>きたくほうもんがたじどうはつたつしえん りようじどうすう りようにつうすう</small>            ・医療的ケア児等コーディネーターの配置  <small>いりようてき じなご はいち</small></p>
	<p><b>6 障害児入所施設</b>  <small>しょうがいじにゆうしよしせつ</small>            ・福祉型障害児入所施設(利用児童数)  <small>ふくしがたしよがいじにゆうしよしせつ りようじどうすう</small>            ・医療型障害児入所施設(利用児童数)  <small>いりようがたしよがいじにゆうしよしせつ りようじどうすう</small></p>	<p><b>7 障害児入所施設</b>  <small>しょうがいじにゆうしよしせつ</small>            ・福祉型障害児入所施設(利用児童数)  <small>ふくしがたしよがいじにゆうしよしせつ りようじどうすう</small>            ・医療型障害児入所施設(利用児童数)  <small>いりようがたしよがいじにゆうしよしせつ りようじどうすう</small></p>
	<p><b>7 相談支援</b>  <small>そうだんしえん</small>            ・計画相談支援(利用者数)  <small>けいかくそうだんしえん りようしやすう</small>            ・地域移行支援(利用者数)  <small>ちいきいこうしえん りようしやすう</small>            ・地域定着支援(利用者数)  <small>ちいきていちゃくしえん りようしやすう</small>            ・障害児相談支援(利用児童数)  <small>しょうがいじそうだんしえん りようじどうすう</small></p>	<p><b>8 相談支援</b>  <small>そうだんしえん</small>            ・計画相談支援(利用者数)  <small>けいかくそうだんしえん りようしやすう</small>            ・地域移行支援(利用者数)  <small>ちいきいこうしえん りようしやすう</small>            ・地域定着支援(利用者数)  <small>ちいきていちゃくしえん りようしやすう</small></p>
	<p><b>8 発達障害者支援センターによる支援</b>  <small>はつたつしょうがいしやしえん しえん</small>            ・関係機関や地域住民への研修、啓発件数  <small>かんけいきかん ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつけんすう</small>            ・相談件数  <small>そうだんけんすう</small>            ・関係機関への助言件数  <small>かんけいきかん じよげんけんすう</small></p>	<p><b>9 発達障害者支援センターによる支援</b>  <small>はつたつしょうがいしやしえん しえん</small>            ・関係機関や地域住民への研修、啓発件数  <small>かんけいきかん ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつけんすう</small>            ・相談件数  <small>そうだんけんすう</small>            ・関係機関への助言件数  <small>かんけいきかん じよげんけんすう</small>            ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数  <small>とう じゆこうしやすう</small>            ・ペアレントメンターの人数  <small>にんずう</small>            ・ピアサポートの活動への参加人数  <small>かつどう きんかにんずう</small></p>

<p>だい き ほっかいどうしやう しゃきほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう ふくしけいかく 第6期北海道障がい福祉計画 (サービス量の見込みと基盤整備)</p>	<p>だい き ほっかいどうしやう しゃきほんけいかく だい き ほっかいどうしやう 第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(統合案)(サービス量の見込みと基盤整備)</p>
<p>せってい 設定なし</p>	<p>せってい 設定なし</p>	<p>10 ちいきせいかつしえんきよてん きのう 地域生活支援拠点の機能 ・地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた けんしやうおよ けんとう じっしかいすう 検証及び検討の実施回数</p>
<p>せってい 設定なし</p>	<p>せってい 設定なし</p>	<p>11 ふくし とう しつ こうじやう 福祉サービス等の質の向上 ・指導監査結果の関係市町村との共有体制の う む およ きやうゆうかいすう 有無及び共有回数 ・【新】<u>そうだんしえんせんもんいん</u>・<u>かんりせきにんしゃ</u> <u>しん</u> <u>そうだんしえんせんもんいん</u>・<u>かんりせきにんしゃ</u> <u>じどうはつたつしえんかんりしやけんしゆうしゆうりやすう</u> <u>みこ</u> <u>およ い しけつていしえん</u> <u>かつよう</u> <u>及び意思決定支援ガイドラインを活用した</u> <u>けんしゆう じっしかいすう</u> <u>しゆうりやうしやすう</u> <u>みこ</u> <u>研修の実施回数及び修了者数の見込み</u></p>
<p>9 ちいきせいかつしえんじぎやう どうじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(道事業)の必要見込量</p>	<p>9 ちいきせいかつしえんじぎやう どうじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(道事業)の必要見込量</p>	<p>12 ちいきせいかつしえんじぎやう どうじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(道事業)の必要見込量</p>
<p>10 ちいきせいかつしえんじぎやう しちやうそんじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(市町村事業)の必要見込量</p>	<p>10 ちいきせいかつしえんじぎやう しちやうそんじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(市町村事業)の必要見込量</p>	<p>13 ちいきせいかつしえんじぎやう しちやうそんじぎやう ひつようみこみりやう 地域生活支援事業(市町村事業)の必要見込量</p>
<p>11 けんいき りやう みこ 圏域ごとのサービス量の見込み</p>	<p>11 けんいき りやう みこ 圏域ごとのサービス量の見込み</p>	<p>14 けんいき りやう みこ 圏域ごとのサービス量の見込み</p>